

四街道南部地区（吉岡、成山、中台、南波佐間、和田、上野、中野、和良比、小名木）の農地の将来に向けた活用等について定めた地域計画（素案）の協議を開催いたします（お知らせ）

日頃より、本市農業行政及び農業振興に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四街道南部地区において地域の農地・農業を守るために将来の目標や方針を定める地域計画及び目標地図の素案を作成しました。

つきましては、下記のとおり、協議の場を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和6年7月6日（土）17：00～
- 2 場 所 成台中青年館
- 3 対 象 吉岡、成山、中台、南波佐間、和田、上野、中野、和良比、小名木に農地をお持ちの方・耕作している方
- 4 その他 詳細は市ホームページをご覧ください。



四街道市 地域共創部 産業振興課
農政係 担当：菊田
電話：043-421-6133
メール：ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp

「地域計画」について

1. 地域計画とは

現在、高齢化や担い手の減少などで耕作放棄地が増えています。このままでは農地が適正に機能しなくなり、さらに荒廃化が進むことが懸念されます。そこで、地域の農地・農業を守るために地域ごとに将来の目標や方針を定めたものが地域計画です。

この計画は、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正があったことから、全国的に、地区ごとに作成することとされています。

地域計画は、①地域ごとの課題や方針を記載した本体部分と②農地一筆ごとに将来の担い手等を決め、色分けした目標地図に分けられます。これらの内容については地域ごとの話し合いで決めていくこととなっております。

2. 策定期限

施行日（令和5年4月1日）から2年以内（令和6年度中）に策定することとされています。

3. 策定後の変更点

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで行われてきた利用集積が使えなくなります。今後の貸し借りは、農地中間管理事業か農地法第3条による許可のみになります。

4. 地域計画の必要性

地域計画の有無が、農林水産省所管の国庫補助事業の採択要件とされています。今後も地域計画が要件となる補助事業が増えてくることが予想されます。

また、農地中間管理事業による貸し借りは、原則として地域計画本体の『地域内の農業を担う者一覧』に記載されている方しか行うことができません。

5. 策定手順

以下の手順で策定します。

- ①意向調査（アンケート）など
- ②協議の場の設置・協議
- ③協議の場の結果を取りまとめ・公表
- ④協議の結果を踏まえ、地域計画の案を作成
- ⑤地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取
- ⑥地域計画案の公告
- ⑦地域計画の策定・公表
- ⑧地域計画を実現するため実行・見直し

四街道北部地区（大日、萱橋、内黒田）の農地の将来に向けた活用等について定めた地域計画（素案）の協議を開催いたします（お知らせ）

日頃より、本市農業行政及び農業振興に、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、四街道北部地区において地域の農地・農業を守るために将来の目標や方針を定める地域計画及び目標地図の素案を作成しました。

つきましては、下記のとおり、協議の場を開催いたしますので、ご参加いただきますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和6年7月20日（土）17：00～
- 2 場 所 内黒田自治会館
- 3 対 象 大日、萱橋、内黒田に農地をお持ちの方・耕作している方
- 4 その他 詳細は市ホームページをご覧ください。



四街道市 地域共創部 産業振興課
農政係 担当：菊田
電話：043-421-6133
メール：ysangyo@city.yotsukaido.chiba.jp

（裏面に続く）

「地域計画」について

1. 地域計画とは

現在、高齢化や担い手の減少などで耕作放棄地が増えています。このままでは農地が適正に機能しなくなり、さらに荒廃化が進むことが懸念されます。そこで、地域の農地・農業を守るために地域ごとに将来の目標や方針を定めたものが地域計画です。

この計画は、令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等の改正があったことから、全国的に、地区ごとに作成することとされています。

地域計画は、①地域ごとの課題や方針を記載した本体部分と②農地一筆ごとに将来の担い手等を決め、色分けした目標地図に分けられます。これらの内容については地域ごとの話し合いで決めていくこととなっております。

2. 策定期限

施行日（令和5年4月1日）から2年以内（令和6年度中）に策定することとされています。

3. 策定後の変更点

農業経営基盤強化促進法の改正により、これまで行われてきた利用集積が使えなくなります。今後の貸し借りは、農地中間管理事業か農地法第3条による許可のみになります。

4. 地域計画の必要性

地域計画の有無が、農林水産省所管の国庫補助事業の採択要件とされています。今後も地域計画が要件となる補助事業が増えてくることが予想されます。

また、農地中間管理事業による貸し借りは、原則として地域計画本体の『地域内の農業を担う者一覧』に記載されている方しか行うことができません。

5. 策定手順

以下の手順で策定します。

- ①意向調査（アンケート）など
- ②協議の場の設置・協議
- ③協議の場の結果を取りまとめ・公表
- ④協議の結果を踏まえ、地域計画の案を作成
- ⑤地域計画の案の説明会の実施・関係者への意見聴取
- ⑥地域計画案の公告
- ⑦地域計画の策定・公表
- ⑧地域計画を実現するため実行・見直し